

元代浙西地方の官田の貧難佃戸 に関する一検討

森 正 夫

目 次

- はじめに
 I 官田の貧難佃戸としての直接的生産者農民の存在形態
 II 官田の貧難佃戸と総佃・主戸
 ——貧難佃戸の再生産維持の本来的なありかたをめぐる——
 むすびにかえて

はじめに

最近の作業において、14—19世紀、いわゆる明清時代の土地所有関係を、地主＝佃戸関係の側面からしか追求できなかった筆者は、その後、当時の中国社会において、「基本的生産関係が土地所有関係を通じて現象しているという立場を貫ぬくにしても、さらに華中・華南という限定を付するにしても、土地所有を媒介とする諸々の生産関係の中から、地主＝佃戸関係のみを無限定に抽出することは妥当性を欠くのではないか」と述べた¹⁾。そして、こうした地主＝佃戸関係の無限定な抽出に依拠した研究が、「中国における封建制の問題」を「未解決のままに残す」要因になったという、二十年も前、土地改革の最中に旗田巍が行なった指摘を、筆者なりに受けとめ、さらに、「アヘン戦争前夜の段階における中国社会の歴史的な到達段階を必ずしも明かにしていないことも、地主＝佃戸関係の研究のこうした一面性と無関係でない²⁾」と考えた。筆者は、この認識に立って、「その中から地主＝佃戸関係が抽出されてきたところの土地所有関係＝生産諸関係のそれぞれの性格とそれらの相互関連を明らかにする試みを、わずかなりとも行なってきたい³⁾」と述べた。本稿は、かかる意味でのささやかな試みの一つとして、13世紀後半・14世紀前半、元代の浙西地方において、同じく直接的生産者農民でありながら、官田の第1次承佃者として、一般の地主＝佃戸関係の下の佃戸とは異なった特徴をもつ、官田の貧難佃戸について検討する。

当初、本稿で筆者の意図していたのは、元代の浙西地方を中心とする江南における一般の地主＝佃戸関係^{*}下の直接的生産者たる佃戸の、地主に対する隷属性、その自立化など、その性格をめぐる最近だされている諸見解を、具体的な事実⁶⁾に即して再検討すること、そのような作業の中で明らかにしえた一般の佃戸の性格との比較・相関の下に、同じく直接的生産者たる官田の貧難佃戸の性格を検討すること、最後に、これらの再検討・検討の結果をふまえ、奴僕、傭工等を含めた当時の直接的生産者農民の性格を、その再生産維持のありかたに留意しながら総括すること

にあった。しかし、一般の佃戸の性格に関する見解の再検討を本稿では十分に果たすことができなかったため、結果として、官田の貧難佃戸のみを逆に「無限定に抽出する」ことになってしまった。貧難佃戸の労働の場であった、浙西地方を中心とする元代江南官田そのものについて、先学がすでに指摘している研究の不備^{**}を補う作業もなしえていない。こうした事情から、本稿で試みようとした官田の貧難佃戸についての検討も、ごく一部の側面についてのものに限定されている。

* なお、本稿では、従来筆者も使ってきた地主＝佃戸関係という語に代えて田主＝佃戸関係という用語を多く用いる。筆者は、別にいま概念規定を変更するつもりはなく、従って今後地主＝佃戸関係という語を放棄するでもない。ただ13世紀後半・14世紀前半の資料には、富民、富戸、富人という表現がみられる一方で、田主という表現がしばしば用いられ、「宋己下、則ち公然と号して田主為り」(『日知録』巻10、蘇松二府田賦之重)といわれる私田主と佃戸との関係をより生まなましく感じさせるので、とくに本稿で田主＝佃戸関係という語を用いることにした。

** 愛宕松男「元の中国支配と中国社会」『世界歴史』9、中世3。

I 官田の貧難佃戸としての直接的生産者農民の存在形態

13世紀後半から14世紀前半の浙西地方の官田を耕作していた直接的生産者農民の存在形態について記録する数少ない資料の一つに、『正徳松江府志』巻3、水下、治績の次の記事がある。

大徳初、立都水庸田使司、尋罷、復立行都水監、開江、置木閘、立司、

A.〔大徳〕二(1298)年春二月、中書省奏立浙西都水庸田使司、三品衙門、於平江路設置、專一修築壩岸、疏浚河道、務要田農得濟、水道流通、壩岸堅固、

B. 内一事、浙西澱山等湖、已有定立官湖界畔、諸人不得似前侵占、復為民害、違者、庸田司就便追斷、

C. 又浙西海水、晝夜兩潮、隨帶泥沙入港、漸成壅遏、亡宋時、另設撩清軍人、專一撩洗、今仰庸田司、於二八月内、依時督責、如法疏濬、毋致壅遏、与民為害、拋浚治河道、修理隄岸閘壩、合用人工、如何措置、可以常久通行行省、更為從長議擬、

D. ①又浙西官田数多、俱係貧難佃戸種納、春首闕食、無田主借貸、壩岸欠壞、又自行修理、官司不為存恤、以致逼臨在逃、荒廢官田、深為未便、

②今後官田佃戸、若委無己業、亦無請討田主、貧難下戸、止種官田、自赴官倉、送納租者、管民官司、並不得將此等佃戸、差充里正・主首、雜当一切催甲等役、妨廢農務、失悞官租、如違、仰庸田司究治、

E. 又澱山・練湖、諸人占湖為田、歲納租糧、所在官司、另行収貯、若有合行修浚、人工物料、從庸田司、募工支用、(見出しの「以下尋罷……置木閘」に照応する内容は省略)

この記事は、Aの部分で総括的に述べられているように、元朝によって平江路(宋の平江府、

明の蘇州府)に置かれることになった浙西都水庸田使司が、囲岸の修築(囲田〔圩田と呼称されるものと同じ実質をもつ〕の堤防の修理)、河道の疏浚(クリークの浚渫)を行なうことによって、田農済を得(直接的生産者農民の再生産が維持され)、囲岸が堅固になり、水道が流通することを目的として設立されたものであることをまず示す。さらに、この記事は、Bの部分で、澱山湖等の湖水に設けられた官湖の界畔(王朝所有湖水としての境界線)を守ること、Cの部分で、海潮が泥砂をクリーク内にもたらしのを防ぐこと、Eの部分で、澱山湖、練湖などの湖面を無断で占拠して開発された田土を王朝の台帳に登録して官田税糧乃至民田税糧を徴収し、それを囲田の堤防の修理・クリークの浚渫の費用に充当すること、など、都水庸田使司が個別具体的に実行しなければならない任務を示す。官田における直接的生産者農民の存在形態に密接に関わる部分はDであり、それはAの、田農済を得、という箇所に対応する。すなわちDでは、都水庸田使司の個別的具体的任務の一つとして、田農＝直接的生産者農民の中で、とくに、この地方に多く設置された官田における直接的生産者たる、貧難佃戸の再生産を維持するために、管民官司、地方行政機関に彼らを対象とするいっさいの徭役労働を免除する措置をとらせるべく監察を行なうことが、指摘されているのである。

Dの部分は、いわば、①官田における直接的生産者としての佃戸の生産過程の現状分析、②彼らの再生産維持の方途、の二つの内容をもつ。①、②を通じて王朝に認識され、かつその認識にもとづいて想定されているところの、官田の直接的生産者としての佃戸、すなわち、いうところの貧難佃戸の存在形態の特徴はどのようなものであったか。

第1に、彼らは、「種・納する」、すなわち、耕作しかつ官に納税する、と認識され、また「自ら官倉に赴いて租を送納する者」(するもの、あるいはする場合には)と想定されているように、生産過程における直接的生産者であると同時に、官田の租＝官田税糧の納入の責任を王朝に対して直接負っているところの官田の第一次承佃者である。(いうまでもないが、官田の第一次承佃者には、IIで述べるように、直接的生産者ではなく、文字どおりの「第一次」の承佃を行なうものが存在している。)

第2に、彼らは「春首に食を闕くも、田主の借貸する無く、囲岸欠壊するも又自ら修理を行なう」と認識され、また「田主に請討する(願い求める)無くんば」と想定されているように、当時の一般的な在地の田主＝佃戸関係から切りはなされており、自己と特定の関係をもつ田主から端境期の糧食の貸与を受けることができず、田主に囲田の囲岸(堤防)の修理をゆだねることもできない。従って、彼らは、自己の直接的生産者農民としての生産＝経営、自己の労働力の維持・更新、すなわち再生産を、自己自身のみ relying して孤立的に行なうことを強いられている。「官司、存恤を為さず、以て^{せま}逼られて逃に在るに臨み、官田を荒廃せしむるを致す」と認識されているように、王朝側の保護・救済の措置もとられないという条件が加われば、こうした孤立的な再生産の維持は困難であった。

第3に、彼らは「若し委^{まこと}に己が業なく、……止だ官田のみを種し自ら官倉へ赴いて租を送納する者」という想定を受けているように、当時の税役制度の規定における私的所有地(己が業)をもたない。従って、彼らは、原理的には、「田地資産の多寡を調べて割付けられたもので、〔当時の〔規定によって上戸から充⁷⁾当され〕たとされ、たとえば浙東では、「田土の多寡で……ふりあてられ⁸⁾」たといわれる里正・主首の役の対象ではないはずである。里正・主首は「共に、公の指令を郷村に伝達し、人民の税役を催督し、郷村の秩序維持を第一の任務としていた⁹⁾」ほか、多方面にわたる「雑務」を担い、「こうした職責は、農村人民の中でも、相当有力者でなければ十全に果し得ぬところである¹⁰⁾」とされているのであり、まさに「己が業」を多く有するものでなければ担当しえない徭役労働である。「一切の催甲等の役に雑当せしむる」という雑当さるべき諸役の本来の担い手も、「元代の『雑泛差役』とは単にいろいろの差役ということで、里正・主首をもすべてその中に包含していた」とする見解に従うならば、基本的に、里正・主首の役に当てられた富裕な戸であったと見られる。「止だ官田のみを種す」直接的生産者農民は、こうして、本来、里正・主首及びその他の諸役に当る富裕な戸とは明らかに区別された農民家族であった。ただ、注意しなければならないのは、彼ら官田の直接的生産者農民が、管民官司から「里正・主首に差充し、一切の催甲等の役に雑当せしめ」られている場合のあることが認識されている点であろう。これらの諸々の徭役労働は、彼らの再生産を阻害するという点でも、彼らが私的所有地をもたないという点でも、本来割り当てられるべき性質のものではない。にもかかわらず、彼らが私的所有者と同じように「自から官倉へ赴いて租(＝官田税糧)を送納¹¹⁾」させられており、税役制度上の特殊な地位に置かれていること、前項で指摘した彼らの再生産における一般の佃戸とは異なった孤立性、後述するような官田の直接的生産者の中での彼らの構成比の高さ、等々によって、彼らの諸役負担が管民官司から強制される場合も少くなかった、と見られるのである。14世紀後半、明初において官田のみを承佃していた戸——浙西地方においては同時に自ら耕作する戸でもある場合が少なくない——が里甲制下に正管戸として編入され、里甲正役を割り当てられた事態が想起されてよい。

第4に、彼らが、まさに貧難佃戸と認識され、あるいは貧難下戸と想定されていることは、彼らが生産＝経営においては規模零細な、生活においては困窮した、かかる意味で貧困な直接的生産者農民であったという推定を可能にする。

第5に、以上のような、貧困で、自己の私有地をもたず、しかも自己と特定の関係をもつ田主もなく、孤立的に再生産を維持することを余儀なくされ、しかも官田税糧納入の責任を王朝に対して自ら直接負うところの官田の第1次承佃者である直接的生産者農民は、「浙西官田数多なり、俱に(ともに)貧難佃戸の種納に係る」と認識されているごとく、13世紀末の時点において、少なからぬ面積をもつ浙西地方の官田の直接的生産者の中で、かなり高い比重を占める。

* そのうち南宋末の公田を継承した部分の広さについては註14)参照。

浙西都水庸田使司の設立に関する『正徳松江府志』の記事は、浙西地方の官田の直接的生産者としての貧難佃戸の存在形態の特徴が、13世紀末の元王朝によってこのように把握されていたことを示した。かかる特徴と共通するものが、14世紀前半の一、二の資料にも見出される。

一つは、この頃、元朝の松江府の属官であった袁介の詩「踏災行」¹²⁾である。この詩は、延祐7(1320)年の頃、松江府下の官田を耕作した経験をもつ一人の老いた乞食が、ある年の検田吏をつとめることになった袁介の質問に答えたことばを記録している。その一部分にいう。

我是東郷李千五，家貧無本為經商，只種官田三十畝，延祐七年三月初，売衣買得犁与鉏，朝耕暮耘受辛苦，要還私債并官租，誰知六月至七月，雨既絶無潮又竭……田家争水如争珠，数車相接接不到，稻田一旦成沙塗，官司八月受災狀，我恐微糧喫官棒，相隨隣里去告災，十石官糧望全放，

農民李千五の一家は、貧困で商売するに足るだけの「資本」をもたず、ただ官田30畝のみを耕作し、毎畝3斗、計10石の官租＝官田税糧を自己の責任において王朝に納入していた。この一家は、延祐7(1320)年3月初の春耕開始期に当り、犁(翻耕用のすき)と鉏(除草用のくわ)という最低限必要な農具を、すでに何らかの理由で手離してしまっていたため、衣服を売却してこれらの農具を購入し、困難な耕作と除草の労働に入った。李一家は、前述の元王朝の把握に示されていたような、13世紀末の浙西の官田の第1次承佃者としての直接的生産者農民たる貧難佃戸の典型といえよう。この一家は、犁と鉏という再生産の維持にとってもっとも基本的な労働手段を他の何ものにも頼らず、孤立的に自分達自身で支弁しなければならなかった。

なお、この短かい引用の中に、先の元王朝の把握に少くとも落ちていた彼ら貧難佃戸の再生産にかかわる一側面、すなわち「私債並びに官租を還さんとす」というごとく、彼らが私的な債務関係を結んでおり、官田税糧の納入とともに私債の返済があたかも彼らの生産活動の目的であるかのごとき様相を示す部分がみられることは注目すべきである。大徳8(1304)年の江浙行省の報告は、浙西を含む江南において、一般の田主＝佃戸関係の下にある佃戸がその再生産を持続させるために、端境期及び水旱害を蒙ったとき、多く「田主の家」より「債を借り糧を貸り欠食の用を接いでいた」ことを、ごく平常な状況として指摘している¹³⁾。前述の都水庸田使司設立に関する資料では、自己と特定の関係をもった田主からの糧食の恒常的な貸与を前提として再生産を行なっているところの、このような一般の田主＝佃戸関係下の佃戸と異なり、官田の「貧難佃戸」たる直接的生産者農民は、田主から孤立して再生産を行なっていると、元王朝は把握していた。しかし彼ら官田の貧難佃戸が、自らと特定の関係をもつ田主からの糧食の恒常的な貸与から孤立させられる一方で、必ずしも自らの田主ではないところの、在地の何らかの家と貸借債務関係を結んでいた事例を、この「踏災行」は示しているのである。官田の貧難佃戸たる直接的生産者農

民の存在形態の見逃しえない特徴であろう。

いま一つ、皇慶2(1313)年8月、耆老を招集して調査した鎮江路の公田の実情を述べたところの、同路金壇県の江浙行省に対する報告が、彼らの存在形態についてふれている。いうまでもなく、元朝が南宋朝から継承した公田は、鎮江路のみでなく、当時の浙西地方における官田の重要な位置を占める。¹⁴⁾『至順鎮江志』巻6、賦税、秋租の末尾に附せられた江浙行省の札付を、その基本部分を構成している金壇県の申文の、しかも本章の関心にふれた箇所¹⁴⁾に即して引用する。

皇慶二(1313)年八月、奉江浙行省札付(原文は札付に作る)、准中書省咨、御史台呈、監察御史言、鎮江路公田、租額太重、仰照勘回申、行拋金壇県申、会集耆老、詢訪得……中略……且以金壇一県公田言之、亡宋元売戸、止二百余家、抱佃輸納、帰附以来、各家消乏逃亡、累及官府、

A. 大徳辛丑・乙巳(5年、1301年・9年、1305年)、両蒙本路并憲司、体知其害、申奉省劄、委官挨問、撒佃計一万五千余戸、皆係農田細民、本自貧窶、又作公田、初非見其有利情願、請佃開耕、

B. 官司因租糧無所帰著、挨究得、此人或見種其田、或元種其田、或曾受其田、或典売其田、勾追到官、置局監禁、日夜拷打、逼勒承認畝納五斗之上、及至秋成、催租勾擾、赴倉送納、又有船脚・加耗・倉用、得米一石上下、方可輸納正米五斗、

C. 況本県田土磽瘠、水旱易災、車救費工、所收微薄、佃戸終歲勤苦、尽田内所得子粒、輸官不敷、拖欠無納、父子妻女、鬻鬻禁繫、枷扒拷打、抑逼追徵、十戸九空、無可陪納、上催下併、遂將家業變売、無資産者、売子鬻妻、或棄生就死者有之、抛家失所者有之、水旱之年、又有告災不免之数、受罪陪納之苦、

D. 言及公田、孰不怨恨、言及公田、誰肯耕作、佃戸逃移、田土荒白、租額虧欠、有科無徵、(以下略)

Aの末尾及びBの部分に示されているように、至元12(1275)年、元朝の支配下に入って以来の鎮江路金壇県の公田の承佃者は、その時点で公田を実際に耕作していたもの、以前に公田を耕作したことがあるもの、さらにおそらく南宋末の景定4(1263)年、民間の私有田土の強制買上げによって公田が創設される以前に、のち公田となる田土を受託し、あるいは典売するなどして何らかの形で私有したことがあるもの、などであった。彼らは、自からすすんで公田を承佃し耕作することを申請したものではなく、その公田との因縁を発見した王朝側の搜索・拘禁・拷問によって、公田を耕作し、毎畝正額5斗以上、附加負担を含めると実質1石前後を越える租(官田税糧の範疇に入る)の王朝への納入を強制されたのである。彼らは、Cに述べられているように、租の納入が不足したり、滞納未納となった場合には、王朝から徹底的な追徴を受け、災害時にもいっさいの免除を許されなかった。Dで、「言、公田に及ばば、孰れか怨恨まざらん、言、公田に及ばば誰れか耕作を肯んぜん」と、激越な公田制度への糾弾がなされているのは、公田の第

1次承佃者でありかつそれを実際に耕作する直接的生産者農民の置かれた以上のような状況にもとづく。金壇県の申文は、省略した長大な部分を含んで、全面的な公田批判の立場に立つものであるが、ここに示された直接的生産者農民の状況は、浙西地方の官田における直接的生産者農民の存在形態の特徴を、王朝の官租＝官田税糧搾取をはじめとする一連の搾取・収奪体系とかかわる側面について、集約的に示していると思われる。先の松江府の李千五一家は、「踏災行」の引用部分以下に続いて述べられたところによれば、被災した官田税糧の全額免除を官から拒否され、息子と娘を売り払って一家離散に至るのである。

さて、この金壇県の申文でさらに注目されるのは、一つには、Aの「撒佃せるは計るに一万五千余戸、皆な農田の細民、本とより自のずから貧窶なるに係る」という部分であろう。B, C, Dの部分をあわせ考えれば、先の浙西都水庸田使司設立に関して示された元王朝の総括的把握に見られたと同様に、浙西地方の官田の重要な部分を構成する公田の租（官田税糧）の納入の責任を王朝に対して直接に負う第1次承佃者の多くは、金壇県の場合には、直接的生産者として実際に公田における生産労働に従事するところの、もとよりこの貧窶なる「農田の細民」にほかならないのである。彼らが上記元王朝の把握に見られる「貧難佃戸」「貧難下戸」と共通の存在形態をもつことは明らかであろう。ちなみに至順3（1332）年に刊行されたこの『至順鎮江志』巻3、戸口によれば、当時の金壇県下でその戸計が同県に直属する「民」として登録された戸数は28,848戸、同県下にありながら江浙財賦府・江淮財賦府に属する故にその戸計が「財賦」として登録された戸数は1,437戸。公田を含む官田は、「県」と県下の「財賦府」の両者によって管轄されているから、その承佃者は、この二つの戸計からなる約30,000戸の範囲にあるはずである。とすれば、15,000余戸の公田の第1次承佃者兼耕作者たる農田の細民の同県下の登録戸に占める量的比重も、かなり高いと見なければならぬ。

「踏災行」と金壇県の申文の内容は、浙西都水庸田使司の設立に際してなされた浙西地方の官田の直接的生産者農民についての元王朝の把握が、彼らの現実の存在形態にほぼ接近していたことをうかがわせる。官田の第1次承佃者であり、しかも第2次承佃者に佃作させることなく自ら耕作するところの貧難佃戸の存在は動かしがたいものであった。すなわち、日本の研究史の中で地主＝佃戸関係と範疇化されてきた当時の田主＝佃戸関係に包摂されえず、土地所有を媒介として自らと特定の関係をとり結ぶ田主をもたず、その意味で「孤立的」に再生産を営まざるをえないところの、直接的生産者農民の存在形態が、もっとも生産力水準の高い浙西地方に見られたことが改めて確認されるのである。

Ⅱ 官田の貧難佃戸と総佃・主戸

——官田の貧難佃戸の再生産の維持の本来的ありかたをめぐって——

1. 官田の貧難佃戸の再生産の維持の本来的ありかた

官田の貧難佃戸が孤立して再生産を維持することが非常に困難であり、彼らがともすれば生産不能の状態に陥っていたことは、Iの諸資料の検討を通じても明らかであった。しかし、そもそも、これら官田の貧難佃戸の、本来的な再生産維持のありかたはどのようなものであったのか。官田の貧難佃戸は、民田を私的に所有してその基本部分を自己の佃戸に耕作させ、あるいは官田を第1次的に承佃してその基本部分を自己の佃戸——第2次承佃者としての——に耕作させる田主と、これらの土地を媒介にした直接的関係を結んではいない。その意味で彼らは孤立している。だが、彼らは、初発からまったく何ものからも真に孤立して、従ってまた真に独立して再生産を維持していたのか。彼らも、本来的には、田主＝佃戸関係下の佃戸が、恒常的な端境期・災害時の糧食の貸与を中心とする田主の物質的干渉を受けることによってのみ再生産を維持しているように、何らかの他者の物質的干渉を前提とした、真には孤立的ならざる再生産構造をもっていたのではないか。すでにIでは「踏災行」の詩句の中に、特定の田主と関係をもたず、官田のみを承佃する李一家が、なにがしかの債務を他人に負っていることを検出しておいたが、おそらく糧食の貸与を内容とするこの種の債務関係の存在は決して例外的なものではなかったであろう。さらに貧難佃戸の再生産の維持の本来的なありかたを検討するためには、畝田（＝圩田）における水稻栽培農業の労働過程自体の性格をも考慮しなければならない。たしかに、Iで引用した「踏災行」に、李家ら各農家がひでりに際して、「田家水を争うこと珠を争うが如し、数車もて相い接わんとするも接い^{すく}到れず」とあるように、一戸一戸の貧難佃戸の労働過程が分割され、相互に排他的な性格をもたざるをえない局面も存在する。同じくIで引用した金壇県の申文の「田土磽瘠、水旱、災をなし易く、車救、工を費すも収むる所微薄、佃戸終歳勤苦し、田内得る所の子粒を尽くすも、官に輸するに足らず」という叙述も、貧難佃戸の置かれた状況を一戸一戸の生産活動を単位に描写したものであり、「車救、工を費す」という汲排水への労働の投下も、ここでは直接的には各戸単位のものとして表現されていると読みとるべきであろう。しかし、ひとつつながりの畝（＝圩）をめぐるすことによって形成された畝田（＝圩田）において、畝岸（＝圩岸）の修理や汲排水作業をはじめとする水稻栽培農業の労働過程は、本来、決してあらゆる共同労働を排除するものではなく、またつねに一農民家族の手によって遂行されたものでもなかった¹⁶⁾。事実元王朝側の一部の官僚の中には、貧難佃戸の再生産構造は本来孤立的なものであるべきではない、という認識があった。

『正徳松江府志』巻3，水下，治績には以下の記事が含まれる。

至大初（至大は元年，1308年から同4年，1311年まで。ただし，以下の記事は，周藤吉之の引用する『浙西水利書』では至治2年，1322年にかかるもの¹⁷⁾であり，本稿では至治2年説に従う），江浙行省督治田畝

A. 行省以去歳水旱災傷，田禾不収，物価躉貴，百姓艱食，雖曰天災流行，亦因人力不至，即

今春首、農作將興、各処田畝、高下不等、合修陂塘・田岸・溝渠、曉諭農家、須要依法修置、遇旱、車水澆^{ぎょうきう}掇、遇潦、洩水通流、会集行都水監官李都水、講究得¹⁸⁾、

B. 修浚之際、田主出糧、佃戸出力、係官田田、若無總佃・貧窮無力・不能修浚者、量其所須、官為借貸、收成日、抵數還官、事有成效、勸農正官、定擬陞賞聞奏、失誤者治罪、

C. 其拋荒積水田土、多因租額太重、無人承佃、勸諭當鄉富人戶、自備工本、修築成田、聽令本戸佃種為主、拋荒官田、止納原租、初年免徵、次唯半、而三甫全、積荒則三年後、第依民田輸稅、諸人不得爭奪…(以下略)。

この記事のAの部分は、浙西を含む江浙行省管轄下の諸地方で、春先の農作業の開始期にあって、陂塘(灌漑用溜池)、田岸(田田の堤防)、溝渠(クリーク)の修理を、規定にのっとって行なえという、同省当局の指示である。こうした春先の水利についての準備作業が、生産力水準も高いが常に水害、旱害の危険にさらされている同省下の水稲作農業の生産過程にとって決定的に重要であり、貧難佃戸を含む各層の農民家族の生産＝経営の維持、更新、すなわちその再生産の持続にとって不可欠のものであったことをいうまでもない。Aの部分の全般的指示を受けて、Bの部分では、大徳8(1304)年に平江路に設置された行都水監¹⁹⁾の長官李某を招集した同省の検討の結果として、まず、春先のこれらの作業に当り、一般的には「田主糧を出だし、佃戸力を出だす」という、田主＝佃戸関係にもとづく方式のとられていたことが確認され、実質的にその方式を用いるべきことが指示されている。周藤吉之は、元代のこの記事をも援用しながら「南宋では田田の一般の佃戸の生活は苦しくて、独力で田岸を修理する力はなかった。そこで慣行として、田岸の修理のときには、田主が錢米を出し、佃戸が力を出して、修理していたようである。これは南宋で陂塘の修理でも田主が錢米を出し、佃戸が力を出して、これを行っていたこととも一致するものである」と述べている²⁰⁾。周藤の見解は、12・3世紀の江南において、一般の田主＝佃戸関係の下にある直接的生産農民の再生産が田主の物質的関与を不可避の媒介としていたことを示すものであり、この状態は、江浙行省が「田主出糧、佃戸出力」方式をとることを指示した14世紀前半の時点においても、同様に存在していたと考えられる。なお、この周藤の見解からうかがわれることであるが、周藤や柳田節子の研究に引用されている宋代の諸資料によると、田岸の修理をはじめ水稲栽培のための水利施設の整備において、その実際の労働は、当地の田主＝佃戸関係の下にある直接的生産者、佃戸によって担われていた。しかし、これらの工事に必要な糧食は田主から支出されており、そのための労働の編制も田主によってなされている。13世紀後半から14世紀前半にかけての浙西地方の官田の田岸の修理のありかたもこれと類似した分担が見られたと判断される。官田の田岸の修理の実際の労働に従事するのは、ここでも直接的生産者であり、従って官田の直接的生産者の重要な構成要素である貧難佃戸も、当然このような実労働の担い手であったと考えられる。ただ貧難佃戸は、本来的なありかたにおいては、何らかの糧食提供者、労働編制

者に依存してはじめて囲岸の修築の労働に参加しえたとして、ほぼあやまりないであろう。

こうして一般の田主＝佃戸関係の下にある直接的生産者農民の再生産のありかたを前提に置くとき、同じくその労働過程を囲田という場で遂行する官田の直接的生産者農民としての貧難佃戸についての、Bの部分の叙述は興味深い。「係官の囲田、若し総佃無く、貧窮にして力無く修浚する能わざるは（あるいは能わざるものは）、其の須うる所を量りて、官より借貸を為し、収成の日、^{かづ}数に抵て（^{かづ}数どおり）官に還さしめん」という部分である。ここで、官から春に糧食の貸与を受け、秋の収穫時に、貸与された量だけ返還させよとされている対象は、明らかに係官の囲田の直接的生産者である個別的な農民家族である。と同時に、官田には、本来的には、その第1次承佃者の一員として総佃なるものが存在していたことも、示されているのである。総佃は、第1次承佃者の中でも自らその耕作に従事する直接的生産者部分、すなわち貧難佃戸に対して、端境期の、しかもとくに密度高い労働量の投下を必要とする春先の囲岸等の修理に必要な糧食を貸与することが可能な資力を持ち、また貸与することを王朝から義務づけられていた。当時、江浙行省は、官田の貧難佃戸の再生産の維持は、本来的には、たとえ彼らが特定の田主からは「孤立」しているとはいえ、真に孤立して行なわれるべきものではない、と考えていたのである。従って、「係官囲田・若無総佃・貧窮無力・不能修浚者」とは、係官の囲田に総佃が何らかの理由で存在していず、第1次承佃者でありかつその耕作に従事する直接的生産者が、貧窮で、囲岸等の修理に投下するべき密度の高い労働を支える糧食の準備ができない場合には（乃至直接的生産者であって…できないものは）、という意味になろう。ここでは、この時点の係官の囲田において、その本来的な再生産の条件が失なわれ、田主からだけでなく、他の何ものからも現実に孤立して再生産を維持していかなければならない貧難佃戸が多く存在していることが、言外に示唆されているのである。

それでは、その名のごとく、自ら官田の承佃者の一員であり、かつ貧難佃戸の再生産の維持に重要な関係をもつ総佃の存在形態の特徴はいかなるものであったのか。総佃なる任務に従事した存在は、浙西地方の農村においてどのような地位を占めていたのか。Cの部分の「当郷富人戸」についての叙述もかかる問題と関連して注目されるのであるが、いましばらく、「江浙行省督治田圃」の記事からはなれて、貧難佃戸の再生産の維持の本来的なあり方を別の角度から検討しよう。

2.

『正徳松江府志』巻6、田賦上の末尾に附された「江浙行省所委檢校官王良議免増科田糧案」（以下「議免増科田糧案」と略称）は、この点について若干の参考資料を提供する。徐璿、播文桂なるものらが、「松江の富民²²⁾」で莫大な面積にわたる税糧を納入すべき田土、鈔を納入すべき沙蕩を官に申告することなく、不正に所有しているものがある、と中書省に訴えた件について、江浙行省から委任された檢校官王良が現地に赴いて調査し、彼らの訴えの方が実情とかけはなれ

たところの為にする性格をもつものであり、従って税糧・鈔をあらためて増徴する必要はないと結論し、その旨報告を行なった。その報告がこの文書である。珣の報告は、中書省によってそのまま承認されたことが、至元5（1339）年2月江浙行省から地元松江府に伝えられている。この王良の報告については、蒙思明が『元代社会階級制度』で、元朝が江南平定ののち「富室を保護」²³⁾せんと尽力した好例として紹介している。蒙思明の「富室」とは、その行論に即してみると、非常にスケールの大きい大土地所有者である。王良の報告に対する蒙思明のかかる評価については、蒙の関連して上げた資料の内容とともに、なお若干の検討を要するが、少なくともこの王良の報告文書「議免増科田糧案」の一つの特徴として、当時の松江府における「富豪」（王良の表現）の兼併現象の比重を高くみず、またたとえば『正徳松江府志』巻3、水中、治策、水下、治績所載の宋・元時代の諸記録でしばしば論及されているような困田の恣意的な造成による水利体系の破壊に対する「富豪」層への責任追求がほとんどなされていないことはたしかに指摘できる。しかし、「議免増科田糧案」のいまひとつの重要な特徴は、単なる「富豪」「富室」一般の擁護でなく、松江府下の農村で里正・主首の役に当たっていたと考えられるところの富裕な層の主戸の地位の保全を強くうちだしていることである。

すなわち王良は、「議免増科田糧案」の中で松江府において、13世紀後半に入った南宋の末年、景定4（1263）年、賈似道の公田政策が実施されて以来、元朝による至元（前の至元）年間の「括勘」、及び延祐年間の「經理」と兩次にわたった課税田土の調査・登録、¹⁷⁾朱清・張瑄ら富豪の土地の没収による新たな官田の設置を経、²⁵⁾14世紀前半の現段階においては、南宋末に倍する官民田税糧が課せられるようになったことを詳細に述べる。そして、他方で、天曆2（1329）年から至元（後の至元）4（1338）年に至る10年間に、江浙、江淮両財賦府に納入される部分を除いて本来同府から王朝に納入すべき官民田税糧の正額と附加額の合計4,528,700余石に対し、実際に納入されたのは1,769,900余石であり、帳簿上の税糧額が多いのに比べて、倉庫に入る実収額が少ないという矛盾を、王良は指摘する。さらに、王良は、この矛盾の由って来る所以を簡潔に述べる箇所³⁸⁾のあたりで、先にふれた主戸の地位保全に関連した発言を行うのであり、そこにはまた本章の主題にかかわる内容が見出される。

A. 蓋因民力有限，水旱為災，以致如此，其里正主首，陪贖官糧（以下王良がここで「官糧」というのは必ずしも官田税糧を指すのではなく、官民田税糧を含めて官に納入すべき税糧という意味である。陪贖の“贖”は、原文の“閉”を『崇禎松江府志』巻10、田賦3所載の該当箇所によって校訂したものである）。在在消乏，以此觀之，官田租重者，尚宜優減，水道淤塞者，所當疏通以求实效，

B. 今徐瑄所陳・曹夢炎等霸占澱山湖田，則官糧与主戸俱已上倉，烏馬児平章等元置趙平原郡公田土，部擬，即同已業売出者，已照民田則例，收納官糧，播文桂所告・牧馬草地・撥屬財賦府

營・圃・沙・職等田，官額已重，主戸雖有所収，緣此等田地，以已鈔過佃，經官給拋納租，兼之，出備工本，修築田岸，応付貸糧，折科白糧・秈稻，和雇和買，皆出主戸，遇有饑荒，官司勸率上戸賑濟，是主戸者，得此小利，為朝廷惠養小戸，辦納官糧，应当雜役，其勞亦略相当，

C. 所謂蕩租，已皆撥屬魯王位下管辦，輸納官錢，借曰富豪兼并，朱〔清〕・張〔瑄〕則斷沒，曹夢炎田土，已皆入官，朱国珍・管明又已全籍其家，余無幾矣，其所言者，止有竈戸瞿時学等虛包沙塗田糧……天曆二年，已撤佃造冊，三千六十一頃七十六畝二分，収科糧二万二千一百一十六石六斗二合外，有陳訴虛包八百五十餘頃，該糧八千五百餘石，緣所委官原擬，以別無条段四至，及欽奉泰定二年閏正月初一日詔赦一欵……其無田虛增之數，仁宗皇帝，常諭有司，體覆除轄，遷延至今，与民為害，其在官已有文案，即仰廉訪司，體覆明白，就便除轄（以下略）。

Aの部分では，帳簿上の規定の税糧額と実徴額との大差という矛盾は，民力に限度があり，水害旱害があったためであるとされる。さらに，里正・主首は，税糧の未納分を自分の責任で賠償しなければならぬため，いたるところで衰弱していることが指摘される。この状況を打開するために，官田の租（官田税糧）額が重い場合は特別の恩典によってその額を削減すべきであり，水路の閉塞している場合にはそれを開通して実効が上がるようにすべきである，と王良はいう。王良がその「民力」を問題にしているのは，とくに里正・主首のそれであり，この里正・主首の「民力」を回復するためにこそ，王良によって，官田の租額の削減，水利の整備の必要性が言及されているといえよう。

B及びCは，王良が，不正所有の未登録の土地だと告発された一つ一つのケースについて，そのおのおのがいずれも不正所有の未登録の土地ではないことを証明していく部分である。そのうち，Bの部分は，これらの官民田土の第1次承佃者乃至所有者である主戸の地位を保全し，その立場を擁護する内容をもつものであるが，Aの部分における里正・主首の「民力」回復への王良の関心と関連させて考えるならば，王良のここでのいう主戸と里正・主首とは，松江府の農村においてほぼ同一の階層に属する農民であったとすることができよう。宋代では「郷村において，土地所有者は，主戸として主戸籍につけられ，その財産高に応じて戸等に編成され」，かつ「たとえ一畝の土地所有者も主戸であつた²⁹⁾」とされる。本稿Iでは，里正・主首の役に当る戸は，本来的には，多くの私的土地所有をもった富裕な農民家族であるとみなした。ここで王良がとりあげている主戸は，主戸の中でも中等以上に属する富裕な層の主戸であり，里正・主首の役の本来的な担い手であったと見られる。

王良のもっとも重要な言及は「播文桂所告……其勞亦略相当」の箇所であり，その大意は以下のようなものである。「播文桂の告訴したところの，牧馬草地及びまとめて財賦府の管轄下に入れられたところの営田，圃田，沙田，職田などの官田は，官租（官田税糧）の額が重い。主戸はそれらの官田の第1次承佃（現実の耕作，すなわち第2次承佃は後述のように別の戸に委ねたと見ら

れる)者として、一定の収穫を得てはいる。けれども、これらの田地は、自分の金を出して承佃権を自分名義に移し、官に申告して証書を支給してもらい、規定の租(官租、官田税糧)を納めなければならないものである。加えて、資金を準備して、厫岸を修理し、糧食の貸付に応じている。官から指定される白糧や秬稻での代納、官の雇い上げや買付けは、みな主戸が負担しなければならない。饑饉の時には、役所は上戸に対して餓えた家や人々の救済を命じてくる。すなわち主戸というものは、上の一連の官田の承佃によるいくばくかの利益を得る代りに、朝廷の為に小戸を養ってやり、税糧を納入し、雑役の割当てに応じてしなければならないのであって、その得る利益と支払う代償とはほぼ見合っているのである。

主戸は、当時の官田の第1次承佃者でもあった。王良の報告は主戸の私田の田主としての側面だけでなく、この側面を重視している。官田の第1次承佃者は、その耕作者をもかねる直接的生産者農民たる貧難佃戸のみではなかったのである。当該箇所を含めて、Bの部分にあげられている土地の中には、趙平原郡公の田土のように民田の則例によって税糧を徴収されるようになったもの、すなわち民田となった部分もある。しかし、Cの部分で曹夢炎の田土が官に没収されて官田となったことが示され、Bの部分では、この曹夢炎らの竊占していた澱山湖の田を、主戸が承佃してその税糧を倉庫へ納入している(官糧と主戸俱已上倉)ことが示されており、Bの部分の牧馬草地以下は明らかに官に租(この表現の用いられる場合はすべて官田の租、または官田税糧の意味である)を納入すべき官田(以己鈔過佃・經官給拋納租)である。従ってここで、官田の承佃者としての主戸をめぐる問題が論じられていることは明らかである。ちなみに、主戸の存在は、「議免増科田糧案」のCの部分にふれられている朱清、張瑄、朱国珍、管明らから没収して成立した官田の第1次承佃者としても、欠かせなかったであろう。前掲「江浙行省督治田厫」の引用のCの部分では、王朝がまさしく在地の田主たる「当郷富士人戸」に対して、自ら「資本」を出し、荒蕪した官田、長く冠水している官田に厫岸を築いて再び可耕地とし、第1次承佃者となるよう勸めている。富士人戸による官田の第1次承佃はすでに実際にこの勸告に先立ってしばしば見られたところであったと考えられる。こうした富士人戸への勸告が行なわれていること自体の中に、富裕な主戸による官田の第1次承佃の実在が示唆されている。

主戸はこうして第1次的に承佃した官田をどのようにして経営したのか。すでに、ここでの主戸が里正・主首の本来的な担い手としての中等以上の富裕な戸であるという想定を行なっていたが、上にその大意を訳出した箇所の叙述は、承佃権を得るための出費にはじまる主戸の一連の支出がなみなみならぬことを示していた。従って、主戸の承佃した官田の面積がもしその家族の労働力で直接耕作しうる範囲の狭隘なものにとどまるならば、そこから得られる収入は、当抵支出を償うことはできないであろう。従って、主戸の承佃した官田の面積は、当然一家族の耕作能力を超えた広がりをもったものであり、主戸はこれを他の農民家族に佃作させ、私租という形態でその労働力を搾取することによって、少くとも主戸として負担しなければならぬ一連の支出を

まかない、「小利」を得るに足るだけの収入を得ていたとみななければならない。つまり、主戸は、第2次承佃者としての直接的生産者＝佃戸にその現実の生産を行なわせるところの、ことばの真の意味での第1次承佃者であった。同じく第1次承佃者でありながら自ら直接的生産者として耕作に従事する貧難佃戸とは、対照的な存在であった。こうした官田の第1次承佃者としての主戸は、その民田の私的所有者としての側面、その私的所有を実現する文字どおりの田主としての側面は別としても、事実上一般の田主と同じ性格をもっていた。すなわち彼は「厫岸を修理し、糧食の貸付けに応じる」ことによって、第2次承佃者たる彼自身の佃戸の再生産を維持しなければならなかったのである。

だが、王良は、こうした第1次承佃者として官田を事実上私有し、自己の佃戸の再生産維持の出費を行いつつ、それから私租を収取するという、事実上の一般の田主としての側面のみについて、主戸の地位を保全し、その立場を擁護しようとしたのであろうか。すでに、本稿Iでは、土地所有と私租の収取を媒介として自らと特定の関係をとり結ぶ田主をもたず、その意味で「孤立的」に再生産を営まざるを得なかったところの直接的生産者農民の存在形態を、官田の第1次承佃者たる貧難佃戸の中に見いだしてきた。「浙西には官田数多なり、俱もに貧難佃戸の種・納に係る」という一資料の総括的表現に集約されるような把握を元王朝がしており、その把握が当時の現実に接近するものであることは、ほぼ確認された。同じく官田の第1次承佃者である貧難佃戸と、「議免増科田糧案」における官田の第1次承佃者としてこの主戸とは、13世紀後半から14世紀前半の浙西地方の官田という場において、本来的に何のかかわりももたない存在であったのか。結論的にいえば、王良は、主戸が、本来的には、その第1次承佃した官田の第2次承佃者としての自己の佃戸のみでなく、土地を媒介とする直接的関係をもたない周辺の官田の貧難佃戸の再生産の維持にも関与しており、その点で官田における農業生産力の維持と官田からの税糧の確保に重要な役割を果たすべき存在であるという側面をもってことを強調し、そのことを主たる理由の一つとして、主戸の地位の保全、その立場の擁護をはかったと考えられる。「是れ主戸たる者は、此の小利を得て、朝廷の為めに小戸を惠養す」という王良の発言における小戸とは、まさにかの貧難佃戸を包含するものであり、この発言を「朝廷の為めに貧難佃戸を惠養す」と置き換えることも、発言の趣旨を大きく歪曲するものではあるまい。

こうした方向で見とおしを立てうる根拠は何か。Iで引用した浙西都水庸田使司の設立に際しての中書省の上奏の中で、浙西官田の貧難佃戸が直面していたとされる事態は、「春首に食を闕くも田主の借貸する無く、厫岸欠壊するも又自ら修理を行なう」というものであった。貧難佃戸はその再生産の維持のために、本来的には、他者からの糧食の貸与と他者による厫岸の修理を必要としていたのであった。王良の「議免増科田糧案」で主戸擁護のために強調された主戸の官田における役割は、「工本を出備し、厫岸を修築し、貸糧を応付する」ことであった。中書省の上奏に示された13世紀末、大徳2（1298）年の元朝の把握は、土地所有を媒介にした田主＝佃

戸関係を田主と結んでおらず、その意味で田主から孤立している上、他の何ものからも孤立した状態におかれた貧難佃戸の再生産が崩壊の危機に瀕していることを強調し、他方、その後、14世紀の40年近く、至元（後の至元）5（1339）年の江浙行省檢討官王良の報告は、主戸が小戸の再生産維持のためにまだ本来的な役割を果たしていることを強調している。相互に40年近いずれがあり、かつ強調のポイントが異なっているため、一見矛盾する側面をもってはいるが、注目すべき点は、ともに官田における生産過程に言及したこの二つの見解の中で、糧食の貸与と厝岸の修築がまったく共通に指摘されていることである。もし、〈王良の報告における主戸〉が、〈中書省上奏の貧難佃戸〉のために、いうところの厝岸の修理を行い、糧食の貸与を行っていたと仮定すれば、「孤立」した貧難佃戸の再生産維持の条件は、いちおう満たされたことになる。二つの資料のこのような内容上の具体的な対応関係が、本来的なありかたとしては、官田の第1次承佃者たる主戸が、同じく制度上は官田の第1次承佃者たる周辺の貧難佃戸の再生産維持に関与していたと判断しうる有力な根拠となろう。逆に、もしこうした主戸の役割がなければ、そもそも零細な経営規模をもつ貧難佃戸は、すでに初発において、私的な田主との関係から「孤立」していただけでなく、なにもものからも全く孤立しており、とうてい第1次承佃者たりえなかったであろう。王良の報告に述べられたところの、官田における主戸の姿が、かりに1339年の松江府の現実に即したのではなく、主戸の、なかでも里正・主首にあたる富裕な主戸の地位保全のために恣意的に歪曲されたものであったとしても、少なくとも、本来的に主戸の果すべき役割を、すなわち主戸の当為がそこに示されていることだけは確かであろう。おそらくこの報告において、王良は、主戸が本来的役割を果たしえず、乃至果さず、従って貧難佃戸が完全に孤立し、官田における再生産の維持が困難になっている状況をくいとめるため、土地登録の徹底の結果としての税糧の増徴もたらす主戸の打撃を予想してこれに反対し、主戸の「小利」を保障せんとしたのでであろう。かかる王良の本意は王良の「議免増科田糧案」の結論部分（先引のA、B、Cには含まれず全体の末尾の位置にある）の次の箇所を示されている。

国家蔵富於民，民富則國富，徐璠所言，蓋如販夫鬻婦，屑屑校錙銖之利，豈知為國之大体，是見其末而不見其本，知其細而不知其大者也，万一動搖虧課，則失大利，

富民としての主戸の地位の保全という、その意味できわめて階級的な主張を、在地の再生産構造の維持、とくに官田を多量にかかえた再生産構造の維持をテコにうちだしたものと見えよう。

3.

ここで、先に、いったん傍へ置いた総佃について検討にもどらねばならない。

周知のように、浙西地方では、とくに12世紀、南宋以降、厝田（＝圩田）を場とする水稻栽培農業が³⁰⁾発展していた。この発展を受けて、13世紀後半・14世紀前半、元代の当地方でも、厝田を

場とする水稲栽培が農業生産の支配的な形態となっていたことは、元朝滅亡後まもない14世紀後半、明初に刊行された『洪武蘇州府志』巻10、税賦、田畝の項の元代に関する記事が以下のような内容をもつ数行から構成されていることにもうかがわれる。

元則有田畝，二県四州（元の平江路，明の蘇州府の所属州県，但し明の崇明県を除く），共八千八百二十九畝，吳県九百一十七畝，長洲縣一千七百八十八畝，常熟一千一百一十一畝，吳江三千二百六十八畝，崑山一千六百四十五畝，嘉定一百畝，延祐四（1317）年，行經理之法，悉以上中下三等分則，計畝起科苗税，

すなわち，王朝が所謂税糧徴収の対象とする田土は，元代にあっては，畝を単位に掌握されていたのであった。従って，当面問題としている元代の官田も，本稿の行論で事実上明らかにしてきたように，当然，畝田として設置されていたのである³¹⁾。その中には一つの畝田がそっくり全部官田であるような場合も少なくなかった³²⁾と考えられる。Ⅱの初めに引用した至治2（1322）年の「江浙行省督治田畝」の記事の「係官畝田，若し総佃無く……云々」という部分は，この記事が江浙行省管下の畝田の興修一般について言及したものだけに，「係官畝田」という畝単位の官田が少なくなかったことを示す。『元典章』新集，戸部，契本，買売契本・赴本管税務司投税には，至治元（1321）年2月，江浙行省に送られた中書省の咨に引用されたところの両浙運司の申があるが，その中でも，嘉興路崇德州における係官畝田の存在が示される。

蘆漚場戸張浩告，用本錢二千三百七十余定，免佃到崇德州濮八提領等原佃係官畝田二千三百余畝，

王良の「議免増科田糧案」の前掲Cの部分には曹夢炎の田土が没官されて官田となったことが示されていたが，この場合にも，畝全体が官田化されたと見られる。『農田余話』巻上に，元貞・大徳年間（1295—1307）のこととして，以下の記事があり，曹のかっての私有田土の中に畝を単位として数えられる広大なものが存在したことが示されているからである。

海隅曹宣慰，其先起農家，至富強，……曹宣慰，其父知県，前宋福王府管莊田人也，至宣慰，日益盛大，時澱山湖，為潮沙湮塞大半，曹氏占為湖田，九十三畝，凡数万畝（数百頃）³³⁾，

もとより，官田のすべてが一つの畝を単位とする係官畝田としてまとまって存在したとはいえない。12・4世紀には，王良の「議免増科田糧案」Cの部分に示されたような一連の籍没により多くの官田が創設されているが，これらはいずれも特定の「富豪」の家を対象にしたものであったから，上記の曹夢炎の例のように，畝単位の田土が官の所有に帰した場合もしばしば含みうると

ともに、当該の家のもと私有していた田土が、一つの畝の中の一定部分のみにわたっていたため、籍没によって誕生した新たな官田が、依然として民田を私有している他の家の民田とともに同じ畝の中に併存している場合も少くなかったと思われる。この浙西地方で南宋末に強行実施された、公田創設のための私田の買収に際しては、当初の予定の500畝以上所有の家だけではなく、200畝乃至100畝という所有規模の地主も対象とされたが、³⁴⁾13世紀後半・14世紀前半浙西官田の中で少なからぬ比重を占めたこの公田系統の官田は、しばしば同一の畝の中に民田と混在していたと考えられる。『至順鎮江志』巻2, 地理, 郷都に、

潤(鎮江路の雅名), 官民田土錯雜, 而賈似道公田, 尤為民害,

とあるのは、この間の事情を示すものであろう。

以上の二つの場合、すなわち、一つの畝田が係官畝田と呼ばれ、そのまま全体として官田であった場合、及び一つの畝田の中に官田と民田が混在し、畝田の一部が官田であった場合のいずれにおいても、王良の報告に即して析出してきた富裕な層の主戸の本来的に果すべき役割は、彼らが官田の第1次承佃者となる限り、変らなかつたと考えられる。彼らは、いずれの場合にも、第2次承佃者として彼らが第1次的に承佃した官田の実際の耕作に当たるところの自家の佃戸たる直接的生産者農民だけに対してでなく、同じ畝田に属する官田の第1次承佃者であり、同時に自ら耕作に当たる直接的生産者農民としての周辺の貧難佃戸に対して、その再生産を維持するための、畝岸の修理、糧食の貸与を行なう責務を、本来的には、担わされていた。

彼らにこの責務を担わせたのは、一つには、畝田における生産過程、ないしは畝田の再生産構造そのもののこの段階における特質であり、すなわち、当時の浙西地方の農業生産力水準の客観的要請にもとづくものであったとみなされる。

もちろん、官田が、第1次承佃者と第2次承佃者によって構成される生産関係、すなわち事実上の田主=佃戸関係に包摂されえないところの、相対的に独立した貧難佃戸によっても耕作されている事態は、単に生産力水準の要請のみではなく、10世紀以前の中国社会から継承され、歴史的に形成されてきた生産関係、社会構成の特質、王朝の生産様式への関与等の複合的産物である。また貧難佃戸からの労働の直接的搾取を必要とする官田が12世紀南宋以来の浙西において多設されたことについては、政治過程との関連からもその由来を検討しなければならない。ここでは本稿の行論できわめて粗雑な形でふれてきた畝田における直接的生産者の再生産の維持のありかたの中に生産力水準の特質の反映を見出し、それが富裕な層の主戸の生産過程における責務を規定しているのではないかという見とおしを述べたにすぎない。

いま一つは、「出産の米糧豊厚」にして、「朝廷数百万米糧」の供給源である「浙西の数郡」³⁵⁾、「東南五省租賦之地」³⁶⁾の中心部分としての、浙西地方の官田の維持に対する王朝の主観的要請である。

官田の承佃者としての富裕な主戸に対して行なってきた以上の検討とⅡの1で「江浙行省督治

田圃」の記事に関連して行なった若干の検討とをふまえるならば、総佃について次のことを言うであろう。すなわち、総佃とは、自らも官田の第1次承佃者として上記の責務を担わされた富裕な主戸のうち、とくに係官田の再生産構造の中核に位置し、そこで労働するすべての直接的生産者農民の再生産の維持を、一つには在地の再生産構造そのものの客観的必然性から「強制」され、さらには彼らの労働によって生みだされる官田税糧の徴収の確保を目ざす王朝から要請される存在であったと考えられる。もちろん、官田の承佃者の一員でありながら全体の承佃者を統括するという意味をもつところの総佃という制度上の呼称と地位が、王朝から与えられたものであることはいうまでもない。ちなみに周藤吉之は、本章の初めに引用して総佃の存在を提示した「江浙行省督治田圃」の記事を、「田圃の佃戸の水利負担」に言及して解説しているが、その中で「総佃(管理人)」という極めて簡潔な規定を与えている³⁷⁾。この「管理人」という規定が、本稿の設定した総佃の責務の内容とどのようにかわるのか、現在のところは明らかにしていない。

総佃の責務についての本稿の設定に、ほぼ誤りがないとすれば、総佃の具体的な存在形態は、富裕な主戸の中でも、とくに多量の剰余生産物を毎年富として蓄積することのできる大土地私有者、乃至一定以上の土地の私有を基盤にした大規模な官田の第1次承佃者であり、いわば富裕な層の主戸の中でもさらに層を異にするような存在であったと推定される。『元史』巻36、本紀36、至順3(1332)年3月庚午朔の条には、こうした存在形態をうかがわせる記事がある。

燕鉄木児言、平江松江澱山湖圩田、方五百頃有奇、当入官粮七千七百石、其総佃者死、頗為人占耕、今臣願増粮万石入官、令人佃種、以所得余米、贍臣弟撒敦、従之。なお『元史』巻138、列伝25、燕鉄木児には、この本紀の内容に関連して次のような叙述がある。至順2(1331)年11月辛酉、以燕鉄木児兼奎章閣大学士、領奎章閣学士院事、……又賜平江・松江・江陰蘆場・蕩(原文蕩)山・沙塗・沙田等地、因言、平江・松江圩田五百頃有奇、粮七千七百石、願増為万石入官、以所得余米、贍弟撒敦、詔従之、

ここでは、当時の中書右丞相燕鉄木児が、平江路と松江府方面の蘆場などが賜与されて自己の手に入ったのを機会に、平江路・松江府にまたがる澱山湖に造成されていた五百頃の係官田からも収益を上げようとしたことが示されている。すなわち燕鉄木児は、この係官田の旧来の総佃者が死亡してのち、それが本来官の田でありながら私人に非合法に占拠され耕作されていることを皇帝に指摘し、この圩田を官田として再登録し、官田税糧をかつての7,700石から10,000石に増して官に納入することを条件に、自らの責任で他人に佃種させて私租をとり、私租収入と官田税糧10,000石(毎畝2斗)との差額の少なからぬ収益を自分の弟に与えることを懇請して皇帝の許可を得たのである。

注目されるのは、かつてこの500頃＝50,000畝という広大な係官圩田を掌握していた1人の総佃者＝総佃の存在である。この官田に彼以外の第1次承佃者がいたかどうかはここでは直接的には述べられていない。が、もし彼のみが第1次承佃者であれば、他の第1次承佃者の存在を前提とした総佃、官の佃を総べるという呼称は用いられるはずはないから、主戸や貧難佃戸など各層の第1次承佃者が当然のこととして存在したであろう。とすれば、この総佃が、第1次承佃者たちから7,700石に達する官田税糧の納入を督促してその完納の責任をもつこと自体、非常に大きい負担であり、物質的にもかなりの蓄積と余裕の持主でなければならない。しかも「議免増科田糧案」「江浙行省督治田圃」の記事から明らかにしてきたように、彼が長大な圩岸の修理、多数の自己自身の佃戸（第2次承佃者）や貧難佃戸（第1次承佃者）——直接的生産者たちへの糧食の貸与を遂行しようとするれば、たとえ、他の主戸の支出分担が予想できるにしろ、彼自身の物質的負担能力も大きくなければならない。従って第1次承佃者としての彼の承佃面積も、これらの負担にみあった収入を確保するためには、500頃の中でかなりの比重を占めていたと考えられる。かりに彼が、負担を中間搾取によってカバーしていたにしても、彼自身が何らかの形の地主的搾取を他の田土で行ない、一定の基礎蓄積をもっていなければ、到底請負うことの不可能な責務を彼は負っていることはいいうるのである。総佃は、係官圃田乃至圩田が設置された地区の在地の富裕な主戸の中でもとくに豊かな蓄積をもった家から出たと考えられる。なお、上記資料では燕鉄木児自身が、かつて1人の総佃の管轄下にあったこの係官圃田の第1次承佃者となったような表現があるが、浙西地方を遠くはなれた北方の都の中書右丞相には、形式的な役割しか果たしえないのは自明であり、おそらく燕鉄木児は、事実上かつての総佃に該当するような存在に依頼しなければならなかったと考えられる。『元史』巻35、本紀35、文宗4、至順2（1331）年3月戊子の条に、

浙西諸路，比歲水旱，饑民八十五万余戸，中書省臣請，令官・私・儒学・寺觀諸田佃民，從其主假貸錢穀自賑

という記事があるが、ここでいうところの私田（＝一般の民田）の田主＝佃戸関係、さらに学田、寺田の田主＝佃戸関係については、「其の主」は明確であるとして、官田の「其の主」とは何であろうか。形式的に言えばそれは王朝であるが、他の「主」がそれぞれの「佃民」と身近に、すなわち直接的生産者としての佃戸の耕作する土地に近接して存在することが予想されるのに反し、王朝の存在はあまりにも遠く、抽象性を帯びている。その官田が係官圃田の場合には、ここでいう官田の佃民の「主」こそ、実は在地で、自らの第2次承佃者、乃至周辺の第1次承佃者たる貧難佃戸に対して「錢穀を仮貸して自ら賑せしむる」能力をもつ総佃だったのであるまいか。なお、これも、総佃の具体的な存在形態を直接的に示すものではないが、その中から総佃を出した

と考えられる当時の浙西地方のとくに富裕な土地所有者が、多量の民田所有に加えて官田を大規模に第一次承佃していたという設定を裏付けるものとして、楊瑀『山居新語』にある、松江府下沙の人瞿霆発についての延祐年間(1314—20)の周知の記事があげられる。

松江下沙場瞿霆発、嘗為兩浙運使、延祐間、以松江府、揆屬嘉興路、括田定役、榜示、其家出等上戸、有当役民田二千七百頃、併佃官田、共及万頃、浙西有田之家、無出其右者、此可為多田翁也(『知不足齋叢書』第十二集所収本による)

瞿霆発の所有していた民田の2,700頃(=27万畝)という量も非常に大きい、承佃していた約7,300頃(=73万畝)という官田の規模は、民田をはるかに越える。もちろん他の多くの浙西有田の家の所有・承佃(=事実上の所有)の規模は、これに及ばなかったと考えられるが、「有田の家」の田土の構成の中で、承佃した官田の比重がかなり高いことは注目される。おそらく、総佃の家の実質的に所有する田土の構成比もこれに似たものがあつたと思われる。瞿霆発は、『正徳松江府志』巻28、人物2、名臣によれば、下沙塩場副使に始まり、兩浙都転運塩使の実官に就いた官僚であり、その父も承信郎の肩書をもつ武官であつたが、その家は宋の南渡以来、ひきつづいて同府上海に土着し、霆発自身、13世紀後半の宋元交代期には、郷土の衆を率いて元に帰附させるなど、その在地性は甚だ強かつた。従つて、在地の他の「有田の家」と全く異質の土地集積を行つたとは必ずしもいえず、この記事も、総佃を出したところのとくに富裕な層の主戸の官田承佃のありかたを示唆するものと判断してきしつかえないであらう。

さて、係官佃田という形態で設置されている官田の貧難佃戸を含む直接的生産者農民の再生産の維持、そこからの税糧の徴収と納入の責務を担わされたものとして、ここしばらく、富裕な層の主戸中でも、とくに富裕戸とみなされるところの総佃の存在に重点を置いてきた。しかし、他方、佃田の中に官民田が混在し、佃田の一部が官田であるような場合、係官佃佃の総佃に比すべき責務を負つたのは誰か。それは在地の一般的な富裕な主戸であつたらう。王良の「議免増科田糧案」で、彼がその地位の保全を説いた主戸の中には、係官佃佃の総佃に當つたとくに富裕な主戸が含まれていたと考えられる。が、その多くは、その本来的なありかたにおいては、あるいは係官佃佃では総佃の統率の下にあつてそれに協力し、官民田の混在する佃田では、自らの佃戸だけでなく、周辺の貧難佃戸を含む直接的生産者農民の再生産の維持に、かかわつていた一般の富裕な層の主戸であつたと思われる。

むすびにかえて

13世紀後半・14世紀前半、元代の浙西地方の官田の貧難佃戸について、本稿でいちおうの検討を

試みることができたのは、そのごく限定された側面だけである。

1. 13世紀後半・14世紀前半、元代の浙西地方の官田の貧難佃戸は、規定の官田税糧の納入を行なう官田の第1次承佃者であり、しかも第2次承佃者としての他の佃戸に自己の承佃した官田を佃作させる事実上の田主として存在していたのではなく、その官田を自ら耕作する直接的生産者であった。彼らは官田の直接的生産者の中で少なからぬ比重を占めていた。

2. 彼らは、一般の田主＝佃戸関係に必ずしも包摂されていない。すなわち私的所有乃至事実上の私的土地所有と私租の収取を媒介とする田主＝佃戸関係からきりはなされており、再生産の維持に関与するところの特定の田主との関係はなく、従って彼らはその意味で「孤立」して再生産を維持しなければならなかった。

3. 彼らの再生産の維持は、初発から、真に孤立して営まれたものではなかった。彼らは、本来的には、ともに官田の第1次承佃者であるが自己の私有地をもつ富裕な層の主戸から糧食の貸与、囲岸の修理への出資とその際の労働編制を受けることによって、再生産を維持していた、と考えられる。

4. 係官田には、本来的には、第1次承佃者たる富裕な層の主戸の中でもとくに富裕な主戸が総佃として官から指定され、貧難佃戸の再生産の維持と官租＝官田税糧の徴収の責務を担っていた、と考えられる。本来的なありかたとしては、総佃自身も、糧食の貸与・囲岸の修理費用の最大の支出者であり、修理作業の労働編制の上でも中心的な役割を果たした、と考えられるが、他の富裕な層の主戸もかかる支出や労働編制に際して分担・協力した、と推定される。官田、民田の混在する囲田においては、本来的には、富裕な層の主戸一般が貧難佃戸の再生産の維持を担ったであろう。

5. 1339(至元5)年の一つの記録には、主戸が官田における貧難佃戸を含むとみなされる小戸の再生産維持に果たしていた役割を強調したものが見られるが、他方1298(大徳2)年の一つの記録にはすでに貧難佃戸がまったく孤立的に再生産を維持するという不可能事を余儀なくされていると述べられている。官田の第1次承佃者にして耕作者たる直接的生産者としての貧難佃戸の再生産を維持すべき本来的な機構の持続は、必ずしも容易ではなく、13世紀の後半からすでに頽廢の兆があったと考えられる。ちなみに、当時の一般の田主＝佃戸関係における田主から佃戸への糧食の貸与は、年々の恒常的な性格をもっており、「收成に至るを候ちて數を驗して還す」(『元典章』19, 戸部5, 種佃, 佃戸不給・田主借貸)という表現にうかがわれるように、本来、高利貸的債務を佃戸に負わせない、比較的低利のものであったと考えられる。しかし、現実には、「必須らず勸令して利息を多取して才方めて応付す」(『元典章』同上の項)という現象があり、元朝は、「原と借れる的実の數目に照依する」(『元典章』同上の項)ことを田主に指示しなければならなかった。それと同様な、本来的なありかたの変質は、官田の貧難佃戸に対する富裕な層の主戸や総佃からの糧食貸与の場合にも見られたことであろう。「踏災行」の李千五はおそらくすでにかか

る高利の債務関係の下に「私債を還えさ^か」ねばならなかったのであった。

以上のように、本稿で試みたきわめて限定された側面の検討のみによっては、13世紀後半・14世紀前半の浙西地方の官田における貧難佃戸の存在形態を全面的に明らかにすることも、その歴史的規定を与えることもできない。貧難佃戸の再生産のありかたといっても、一つには、一つの畝田を越えた、少くとも浙西全域の農業生産の機構を基礎づける自然的社会的条件と、また一つには、王朝の官租＝官田税糧搾取をはじめとする一連の搾取・収奪体系とかかわらせて、はじめて明らかにしうるものである。12世紀、なにかんづく13世紀半ばすぎの南宋末以降の浙西地方の官田について、当時の土地所有関係との関連を明確にさせつつ、その中でも、当時の官田の第2次承佃者でありかつ民田の佃作者でもあった一般の佃戸をはじめ、各層の直接的生産者農民とのかわりに注目しながら総括的な認識をもつことは、もちろん、そのための必須の条件であろう。

にもかかわらず、本稿が、貧難佃戸についてのごく限定された側面を、しかも数少ない資料からの推論を含みながら検討しようとしたのはなぜか。

13世紀後半・14世紀前半、元代の浙西地方をはじめとする江南において、地主＝佃戸関係（本稿の田主＝佃戸関係）が支配的な生産関係であることは、同時代の資料の上でも、最近の概括的な整理の中⁴⁰⁾でも、いちおう確認されている。しかし、他方で、浙西・江南に広汎に設置された官田の第1次承佃者としての直接的生産者農民は、たとえ制度上、王朝を地主といただく佃戸として、一般の地主＝佃戸関係下の佃戸に擬せられているからといって、ただちに、一般の佃戸と同一視することはできない。彼らは、私的土地所有と私租の搾取を媒介とする生産関係の下にはなく、日本の中国史研究の慣用語としての自作農的な側面を明らかにもっている。

しかし、他方、一般の田主＝佃戸関係下の佃戸と官田の第1次承佃者である直接的生産者農民とは、ともに、畝田を場として水稻栽培を行なう、相対的に自立した経営をもつところの直接的生産者であり、その再生産維持のありかたには、たとえば、端境期、水旱害時の糧食の、他者（一は田主、一は主戸、総佃）からの貸与、などに見られる共通した側面をもっている。

この段階における奴僕・傭工の存在については、他日検討を加えるつもりであるが、少くとも、13世紀後半・14世紀前半の浙西地方で、田主＝佃戸関係の下にある佃戸と官田の貧難佃戸が生産関係を成立せしめる直接的生産者の二つの重要な構成要素をなしており、従って両者の差異性と同一性、相互連関のありかたを明らかにすることは、当時の生産関係の総括的把握のための重要な課題である。しかもこの課題の解決は、16・7世紀の生産関係の変化の意味をさぐるための不可欠の前提である。というのは、こうした差異性と同一性をもつ直接的生産者農民の二つの構成要素は、実は14世紀後半以降15世紀の前半にいたる明初段階の浙西地方にもひきつづいて見出されるからである。

筆者は、かつて、一方では、14世紀後半、明初段階の浙西地方においては、「地主＝佃戸関係が明らかに存在し、しかも国家権力がこの関係を強く意識し、その政策がこの関係を常に媒介と

せざるを得ないほど広範囲に、強固に存在していた」と一応の総括をした⁴¹⁾。また、他方では、14世紀後半から15世紀半ばの正統・景泰年間の浙西地方を含む江南では、貧民、小戸、小民とよばれる層の農民が官田の〔第1次〕承佃者としてかなり広がっていたことを明らかにしておいた⁴²⁾。後者については、具体的には、蘇州府については「洪武年間、人民官田を^{あま}佈^{たが}ねく種やし、別に遠運無く、年歳成熟するあれば、止だ糧（官田税糧）を納むれば^た勾る」という記録、松江府では「朝廷の田を種し……朝廷の税を納め」る「百姓」の存在についての記録⁴⁴⁾、浙西地方の各府全般については、「大戸及び巾靴游談の士」とは異なる「椎髻、耒を乗る良善の小民」が「糧」（圧倒的に多額の官田税糧を含む税糧）の納入にかかわっていたという記録⁴⁸⁾がそれぞれ残り、直接的生産者農民の中に自ら官田の第1次承佃者たるものがあつたことが示される。当時の蘇州府では全田土の62.98%が官田として登録されており⁴⁶⁾、松江府の田土84.52%が官田として登録されていたという15世紀以降の記録⁴⁷⁾もほぼ14世紀後半・15世紀前半の実情を反映していたと考えられるが、この広大な官田の上で、田主層の第1次的に承佃した部分をその田主の佃戸としての直接的生産者が耕作し、田主に納租していただけでなく、他方で13世紀後半・14世紀前半の元代の貧難佃戸の系譜を引く農民が第1次承佃者としてそれを耕作し王朝に官田税糧を納めていたのであつた。春先の田地の掘り起こし、圩岸の修築などに際して彼らが在地の富家から糧食の貸与を必ず受けねばならなかつた事情⁴⁸⁾も同様であつた。

筆者自身が、場合によって、そのいずれかに焦点を置き、必ずしも統一的に論じえなかつた、13世紀後半から15世紀前半にかけての浙西地方における二つの型の直接的生産者農民、一般の田主の下の佃戸、官田の第1次承佃者としての貧難佃戸の差異性と同一性、これらの直接的生産者農民の支える生産様式についての検討は、今後もつづけられねばならない。

註

- 1) 拙稿「明清時代の土地制度」『世界歴史』12, 中世6。
- 2) 拙稿『明末清初の奴僕的地位に関する覚書』『海南史学』9号。
- 3) 旗田巍「中国土地改革の歴史的 성격」『東洋文化』4号。
- 4) 註2)の拙稿。
- 5) 同上。
- 6) 宮崎市定、周藤吉之など宋代史研究者の間で長期にわたって論じられてきた佃戸の性格をめぐる討論と関連して、比較的最近に、相田洋『元末の反乱』とその背景』『歴史学研究』361号が、注目すべき発言、この時期の佃戸の地主に対する隷属性の弛緩、自立化の契機の発生への高い評価を行なっている。
- 7) 楊納「元代農村社制研究」『歴史研究』1965年4期。
- 8) 梅原郁「元代差役法小論」『東洋史研究』23巻4号。
- 9) 同上。
- 10) 同上。
- 11) 拙稿「明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具体像——（下）」『東洋史研究』19巻4号。鶴見尚弘「明代における郷村支配」『世界歴史』12, 中世6。
- 12) 陶宗儀『輟耕錄』巻23「検田吏」によると袁介の原詩の題は「踏災行」である。『正徳松江府志』巻

- 六、田賦上には、「袁介検田吏」と題して引用している。
- 13) 『元典章』19, 戸部5, 種佃, 佃戸不給・田主借貸の条。拙稿「明清時代の土地制度」前掲。
- 14) 顧炎武『日知録』巻10「蘇松二府田賦之重」、宮崎市定「宋代以後の土地所有形体」『アジア史研究第4』周藤吉之「南宋末の公田法」『中国土地制度史研究』等を参照。なお、拙稿「明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具体像——(上)」『東洋史研究』19巻3号の附表第1によると、宋・元の官田を継承し、14世紀後半、明初以来の抄没等による増設分を加えた、明代の蘇州府、松江府、嘉興府、湖州府、常州府、鎮江府下の官田の面積の総計は、16世紀の諸地方志の統計によって合算すると136,206頃になる。13世紀後半60年代南宋末の浙西地方における明の6府の前身の6府州軍に置かれた公田は約35,000頃であるから、仮に単位面積のとりかたがほぼ等しいものとする、明代は南宋末の3・89倍にあたる。もちろん、元代を経た明代の官田の規模の大きさがここに示されるわけであるが、同時に、明代官田の4分の1近くも面積が、南宋末公田法によって一挙に創設され、元朝に継承されたということも明かになる。ちなみに、明代諸地方志の前記の統計によると、136,206頃の官田は、全登録田土の45.06% (民田54.94%) に達している。
- 15) 本稿ではこの側面については、ほとんど言及できなかった。
- 16) 周藤吉之「宋代浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」『宋代史研究』及び柳田節子「郷村制の展開」『世界歴史』9, 中世3参照。
- 17) 註16)の周藤前掲論文398頁によれば、『浙西水利書』や『吳中水利全書』巻15には、「至治二(1322)年、江浙行省督治田畝」とされているという。『正徳松江府志』巻頭の「参拠旧志并引用諸書」には「姚文灝浙西水利書」があげられており、先行する刊本の年次に常識的にはよるべきである。しかし、本稿の準備の段階において、どうしても直接『浙西水利書』を自ら見るいとまがなかったため、いちおう周藤の引用に従って、以下の行論の中では至治2(1322)年をとるが、最終的な認定は留保したい。
- 18) 文章としては、ここで段落があるわけではなく「講究得」の内容がB, Cの部分へとつづくが、内容分析のためここで段落にした。
- 19) 「正徳松江府志」巻3・水下・治績の以下の記事による。一部の引用は本稿Iと重なる。
大徳初、立都水庸田使司、尋罷、復立行都水監、開江、置木閘、立司、二年春二月、……立監開江、八年夏五月、中書省准江浙行省咨、任仁發言、吳淞江故道淤塞、奏立行都水監、仍於平江路設置、直隸中書省、及命行省平章徹里、提調疏浚(以下略)。
- 20) 周藤吉之「宋代浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」前掲。
- 21) 周藤吉之「宋代浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」前掲。柳田節子「郷村制の展開」前掲。
- 22) 「松江の富民」という表現をはじめ、王良の「議免増科田糧案」が出される経緯については、『元史』192, 列伝79, 王良を、のちに中書省の裁可を受けたこの長文の調査報告の各部分とともに参照した。
- 23) 「議免増科田糧案」の末尾に、「至元(後の至元)5年2月、本府(松江府)奉行省備、中書可其議」とある。
- 24) 同書21頁。
- 25) そのうち、この時期、元代の「権豪勢要」「権豪」「富豪之家」「豪勢之家」「勢家」「勢豪」など「富豪」層の畝田の恣意的な造成による水利体系の破壊については、『正徳松江府志』巻三、水中、治策の「潘応武決放湖水」、「大徳間都水庸田使麻合馬集議吳淞江壅塞合拯治方略」、『元史』巻65, 志17上、河渠2, 練湖, 吳松江, 澱山湖, などに縷述べられている。なお、周藤吉之「宋仕浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」参照。
- 26) 公田法の実施については、宮崎市定「宋代以後の土地所有形体」前掲、周藤吉之「南宋末の公田法」参照。

- 27) 「括勸」乃至「括田」と「經理」については、藤野彪「元の行大司農司について」『愛媛大学歴史学紀要』第1輯、同「元朝の經理」『愛媛大学歴史学紀要』第5輯参照。
- 28) 朱清・張瑄ら富豪の土地没収については、植松正「元代江南の豪民朱清・張瑄について——その誅殺と財産官没をめぐる——」『東洋史研究』27巻2号参照。
- 29) 柳田節子「郷村制の展開」前掲。
- 30) 周藤吉之「宋代浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」前掲。西山武一「中国における水稻農業の発達」『アジアの農法とアジア社会』
- 31) とくに史実を示す必要もない周知の事実だが、若干の言及をしておく。周藤吉之「宋代浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」前掲では、「南宋では畝田の官に属するものが多かった」ことを指摘している。註14)、26)の宮崎市定、周藤吉之の研究にも示されているように、官田の重要部分を占める公田は南宋滅亡後元朝にひきつがれ、その他の官田も、元朝が継承するのが本来の原則であった(『元典章』19, 戸部5, 官田, 影占係官田土)から、周藤のいう南宋の官に属した畝田は、当然元朝に引きつがれたと考えられる。このことだけからも、元代の官田の一定部分が畝田として設置されたことは明らかである。
- 32) 註31)の言及で周藤が指摘する、畝田の官に属するもので元朝に引きつがれたものは、みなこれであろう。
- 33) 『宝顔堂秘笈』広函所収本による。
- 34) 周藤吉之『南宋末の公田法』前掲。
- 35) 『正徳松江府志』巻3, 水中, 治策「潘応武決放湖水」。
- 36) 『元史』巻41, 本紀41, 順帝4「〔至正〕7(1347)年11月甲辰, ……兩淮運使宋文瓚上言」
- 37) 周藤吉之「宋代浙西地方の畝田の発展——土地所有制との関係——」前掲,
- 38) 「当入官糧七千七百石」という「官糧」は必ずしもこの時代では「官田税糧」を必ずしも意味しないから、ここだけで澱山湖の圩田を係官圩田としたわけではなく、「其総佃者死」の総佃という官田ときりはなせない存在を示す語から係官圩田と判断した。
- 39) その一つとして、周知のものをあげる。
至元三十一(1294)年八月辛巳、江浙行省臣言、陛下即位之初、詔蠲今歲田租十分之三、然江南与江北異、貧者佃富人之田、歲輸其租、今所蠲特及田主、其佃民輸租如故、則是恩及富室而不被於貧民也、(『元史』巻18, 本紀18, 成宗1)
- 40) 相田洋『『元末の反乱』とその背景』前掲「三、元代の土地制度」。拙稿「明清時代の土地制度」前掲「二、十四世紀から十六世紀にいたる地主=佃戸関係, 1, 十四世紀段階の存在形態」。
- 41) 拙稿「14世紀後半浙西地方の地主制に関する覚書」『名古屋大学文学部研究論集』44。
- 42) 拙稿「明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具体像——(下)」前掲。
- 43) 『況太守集』巻九「再請夏稅折布奏」(宣徳7年9月)に引用された長洲縣糧老徐璿の状。
- 44) 顧清『傍秋亭雜記』巻上。
- 45) 『周文襄公年譜』「景泰元(1450)年。上執政書」
- 46) 47) 拙稿「明初江南の官田について——蘇州・松江二府におけるその具体像——(上)」前掲。
- 48) 拙稿「15世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」『名古屋大学文学部研究論集』38。

なお、元代江南の直接的生産者については、『元代江南佃戸論序説——農業水利集団の構造化を中心にして——』『若杉研究所紀要』9, 「元朝における江南の佃戸(其二)」『本州女子短期大学紀要』1号, その他一連の長瀬守の論稿があるが、筆者はその特徴ある見解を十分にまだうけとめていない。